

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年2月18日

経理責任者 独立行政法人国立病院機構釜石病院長 岡田 千春

1 調達内容

- (1) 業務等件名及び数量
看護師派遣業務委託 一式
- (2) 業務等件名の仕様等
入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所
岩手県釜石市定内町四丁目7番1号
独立行政法人国立病院機構釜石病院
- (5) 入札方法
第一交渉権者の決定は、最低価格方式をもって行う。
 - ① 入札者は、本体価格のほかその他の契約に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
 - ② 第一交渉権者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - ③ 契約細則第22条に基づき、単価契約とする。
- (6) 入札保証金及び契約保証金
免除

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条に規定されている事項に該当する者は、特別な理由がある場合を除き、競争に参加する資格を有しない。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 契約細則第6条に規定される次の事項に該当する者、当該事項に該当する者を使用する者で、その事実があった後一定期間を経過していない者は競争に参加する資格を有しない。
なお、期間等については独立行政法人国立病院機構の理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間を適用する。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はCの等級に格付され、東北地域の競争参加資格を有する者。なお、競争参加資格を有しない申込者は速やかに資格審査申請を行う必要がある。
- (4) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
 - ① 労働者派遣事業の許可を受けている者。

- (5) 以下の契約実績を有していることとし、契約実績の証明として、契約書（写）を提出すること。
- ① 過去3年間において、東北6県（青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県）の病床数180床以上の医療機関へ看護師2名以上を同時期に派遣した看護師労働者派遣の実績があること。
 - ② へき地医療機関等への看護師等の派遣実績があること。また3月21日（金）までに派遣労働者の事前研修にかかる資料作成および研修に伴う打ち合わせを当院担当者と実施すること。
 - ③ 派遣候補者2名のリストと当該者の看護師免許（写）及び略歴が確認できる書類を3月21日（金）までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒026-0053 岩手県釜石市定内町四丁目7番1号
独立行政法人国立病院機構釜石病院 契約係長 三浦 彩花
電話（0193）23-0712
- (2) 入札書及び入札関係審査書類の受領期限
令和7年3月6日（木）12時（郵送可）
- (3) 開札の日時及び場所
令和7年3月7日（金）11時 国立病院機構釜石病院 会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札者に要求される事項
 - ① 入札及び契約に必要な書類の書式は、それぞれ所定の様式により作成しなければならない。
 - ② この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書を、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類とともに、本公告3（2）の入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札日の前日までの間に、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出したものは無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (4) 価格交渉権及び契約者の決定方法
本公告及び入札説明書に従い、書類・資料を添付した入札書を提出した入札者であって、本入札公告及び入札説明書の競争参加資格及び仕様書の要求、要件を全て満たし、当該入札者の入札書が、契約細則第21条及び第22条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であり、独立行政法人国立病院機構会計規程（以下「会計規程」という。）第54条によって第一交渉権を付された交渉権者と交渉を行い、会計規程第55条に基づき契約価格の決定を行った者を契約の相手方とする。
- (5) 契約書作成の要否
要
- (6) その他
詳細は入札説明書による。